

PREMIO プレミオサービス

タックス関連サポート

～お役立ち情報～

April 1, 2025

駐在員が支払う健康保険や医療費を会社経費扱いにしていませんか？

IRS と移民局の情報共有開始がもたらす影響

2025 年 3 月、トランプ政権下の管理体制の刷新により、米国内国歳入庁（IRS）と移民・関税執行局（ICE）が納税者情報を共有する新たな協定を締結する可能性が高まっています。

IRS はこれまで、納税者のプライバシー保護を重視し、税務情報の外部共有を極力制限してきました。しかし、今回の方針転換により多くの在米外国人に影響が及ぶことが予想されます。

Arriving Expat・Departing Expat の Dual Return Filing への影響

米国に入国または出国する駐在員（Arriving Expat・Departing Expat）は、税務上のステータスに応じて「Dual Status Return（デュアル・ステータス・リターン）」を提出する必要があります。IRS と移民局の情報共有が始まることで、以下の影響が懸念されます。

1. 税務申告の厳格化: IRS が移民局のデータを活用することで、滞在日数や居住ステータスの不整合がより厳密に整合がより厳密にチェックされる可能性があります。することで、滞在日数や居住ステータスの不これにより、Substantial Presence Test（実質的滞在テスト）の判定がより精密になり、意図せず税務上の居住者とみなされるケースが増える可能性があります。
2. 申告漏れや誤申告のリスク増加: 出国時の税務申告が徹底され、外国籍の納税者が必要なフォームを適切に提出していない場合、IRS からの追及を受ける可能性が高まります。

Section 6013(g) Election・(h) Election への影響

IRS Code Section 6013(g)および(h)は、米国非居住者（NR）である配偶者が米国居住者と共に税務申告を行うことを可能にする選択肢（Election）です。

プレミオ法人サービス：タックス関連サポート▶ https://www.pls.premio.com/houjin/#tax_support

©PRESTIGE INTERNATIONAL USA INC. All Rights Reserved.

- 6013(g) Election: 非居住外国人（NRA）が米国居住者の配偶者として「共同申告」を選択することで全世界所得に対して課税されるもの。
- 6013(h) Election: 一部の Arriving Expat が、米国居住者になる年の一部期間についても居住者扱いを受けることを可能にする規定。

IRS と移民局のデータ共有が進めば、申告された居住ステータスと移民局の記録の整合性が厳しく精査されることになります。具体的には、

- 6013(g)または(h) Election を利用する場合、移民局の記録と整合しない場合は IRS からの問い合わせが増加する可能性がある。
- 誤って税務上の非居住者として扱われた場合、後からペナルティや追加税額が発生する可能性がある。

Form 8854 とグリーンカード放棄への影響

米国の税務上の居住者（グリーンカード保有者）が米国籍を放棄する際には、Form 8854（Initial and Annual Expatriation Statement）を提出し、Exit Tax（退出税）の適用を確認する必要があります。

IRS と移民局の情報が共有されることで、以下の点がより厳格に監視される可能性があります。

1. グリーンカード放棄のタイミングと税務申告の整合性チェック: これまで一部の納税者は、グリーンカードの放棄を移民局に報告しながら、税務上の申告を遅らせることで米国の課税を回避しようとするケースがありました。しかし、新たな情報共有体制のもとでは、移民局の記録をもとに Form 8854 の提出状況が厳しくチェックされる可能性があります。
2. Exit Tax の適用強化: 米国市民や長期居住者（8年以上グリーンカードを保持）に課せられる Exit Tax の監視が強化される可能性があり、正確な申告を怠るとペナルティのリスクが高まります。



まとめ

IRS と移民局の情報共有が開始されることで、在米外国人の税務申告に関する規制が厳しくなることが予想されます。非常に専門性の高い確定申告書の提出が求められるため、国際税務に強い会計事務所を選択した上で、適切な申告手続きを徹底することが、リスク回避の鍵と予想されます。

two miles
Tax • Accounting • Outsourcing

ご提供：Two Miles 会計税務部門
Aki Shimokawa, Tax Advisor

本内容につき、ご質問がございましたら遠慮なく上記担当者までご連絡ください。

Address: 400 N. Tustin Avenue, Suite 240, Santa Ana, CA 92705　**Phone:** (714) 437-5823

©PRESTIGE INTERNATIONAL USA INC. All Rights Reserved.